

News Letter

ニュースレター

No. 34

2022.9.5

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル
新町キャンパス臨光館414号室Phone (075) 251-4902
E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jp
URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>
編集・発行：小山 隆

センター長就任に当たって

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長 小山 隆

今年春にご定年を迎えられた埋橋孝文先生の後を受け、センター長をさせていただくことになりました。埋橋先生は、文部科学省の大学院 GP（大学院教育改革支援プログラム）を実現する拠点として2007年11月に設置された本センターを約15年にわたって率いてくださいました。当初は GP の予算も潤沢にあり、国内外の研究者を多く招聘する国際的な講演会、カンファレンス等を積極的に実施しています。その後、文部科学省からの資金が終了した後も、本学の「社会福祉教育・研究」を支援する拠点としての意義はあると学科として判断し、学内の予算で規模は縮小しながらもセンターを継続しています。

今後も大きな予算は組めませんが、社会福祉学科のスタッフで知恵を出し合って「社会福祉教育・研究」の（小さな）拠点としての意義を追求していきたいと思います。以下に現在考える個人的なアイデアの幾つかについて記したいと思います。

1. 先ずは守るものとしての「ニュースレター」の存在があります。センター初期には様々な積極的プログラムの「記録」の場としての位置づけでしたが、その後ニュースレター自体が「書評」などの評価・発信の場としての側面も持ち始めました。今後も「記録」の側面は堅持しつつも「学会紹介」「意見交換」など学術レベルの情報提供・意見交流の場としての意味を持ちたいと思います。
2. 次に教育プログラムの企画・実行機関としての位置づけの再確認があります。上にも記しましたように、本センター設置の契機が文科省の「大学院教育改革支援プログラム」の採択でした。センターの名前にも「教育・研究支援」という言葉が入っています。今後一層教育と研究の循環的刺激の活性化に力を入れたいと思います。その意味では、同志社大学社会福祉学会や同志社大学社会学会とも連携を模索していきたいと思います。
3. 第三に国際レベルの研究交流への再チャレンジがあります。予算削減の状況下、現実的には困難に思えるテーマですが、幸いに「zoom」をはじめとするリアルタイムで空間を超えるコミュニケーションツールが普及しました。もちろん時差の問題など越えなければならない課題は多いですが、今後の可能性として大きな費用をいわずに行う国際交流の模索も行いたいと思います。

以上思いつくままアイデアを述べましたが、同時に予算の問題も考えなければなりません。

「夢」としてはこのセンターを拠点として学科の教員、院生で科研をとるなども考えたいと思うのですが、短期的には「出を制する」ことも必要になります。その意味もあって、今回からはこのニュースレターを全面的に WEB 化することにしました。楽しみにしてくださっている方には紙媒体でお渡しできずご不便をおかけしますがご容赦いただきたいと思います。

今後ともセンターを支援くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶を終わらせていただきます。

特集 1 学会紹介
空閑 浩人（同志社大学社会福祉学科教授、日本社会福祉学会第8期会長）「一般社団法人日本社会福祉学会」の紹介

特集 2 新任挨拶
① 小野 セレス タ 摩耶（同志社大学社会福祉学科准教授）「着任のご挨拶」
② 楊 慧敏（同志社大学大学院社会学研究科外国人留学生助手）「着任して」

特集 3 私の研究紹介コーナー
① 廣野 俊輔（同志社大学社会福祉学科准教授）「研究紹介」
② 羽鳥 恵一（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）「博士論文の作成に当たって」

書評 1 岩田正美『生活保護解体論—セーフティネットを編みなおす』
（岩波書店、2021年）
評者：埋橋 孝文（同志社大学名誉教授）

書評 2 河合翔著『こじらせ実存フェチ人間—不穏な時代にロックンロールを取り戻せ！』
（アメーzing出版、2022年）
評者：廣野 俊輔（同志社大学社会福祉学科准教授）

書評 3 高橋美恵子『ワーク・ファミリー・バランス：これからの家族と共働き社会を考える』
（慶應義塾大学出版会、2021年）
評者：郭 芳（同志社大学社会福祉学科助教）

書評 4 埋橋孝文編著『福祉政策研究入門 政策評価と指標 第1巻—少子高齢化のなかの福祉政策』
『福祉政策研究入門 政策評価と指標 第2巻—格差と不利／困難のなかの福祉政策』
（明石書店、2022年）
評者：李 東振（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

書評 5 永田祐『包括的な支援体制のガバナンス—実践と政策をつなぐ市町村福祉行政の展開』
（有斐閣、2021年）
評者：藤野 真凜（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

特集 1 学会紹介

「一般社団法人日本社会福祉学会」の紹介

空閑 浩人（同志社大学社会福祉学科教授、日本社会福祉学会第8期会長）

1. 沿革と目的

日本社会福祉学会（Japanese Society for the Study of Social Welfare）は、1954年に創設されました。同年5月9日の創立総会は大阪で開催され、当時の会員数は196名だったとされています。2010年に法人格を取得して、現在の一般社団法人日本社会福祉学会となりました。現在の会員数は約4300名を数えます。2024年には創設70周年を迎えることとなります。

定款第2条には、本学会の目的として、「この法人は、社会福祉学についての研究成果の公表、知識の交換、

内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、社会福祉学の進歩と普及を図り、学術の振興と人々の福祉に寄与・貢献すること」とあります。本学会は、社会福祉学の進歩、普及、学術の振興とともに、人々の福祉に寄与・貢献するという公益的な目的を掲げた法人です。

2. 学会の事業

定款第2条の目的を達成するために、様々な事業を行っています。その内容は、大きく以下の6つに分け



られます（定款第3条）。

- ・学術研究集会、講演会等の開催
- ・学会機関誌『社会福祉学』その他の刊行物の発行
- ・研究の奨励及び研究業績の表彰
- ・関連学術団体との連絡及び協力
- ・国際的な研究協力の推進
- ・その他目的を達成するために必要な事業

以上の様々な事業のうち、ここでは、学術研究集会の開催、学会誌等の発行、研究業績表彰と研究者支援、国際交流の推進の4つを取り上げて紹介したいと思います。

（1）学術研究集会の開催

全国の会員が集う全国大会は、2010年以降、年2回（春季大会と秋季大会）開催されています。毎回、大会テーマに沿った講演会やシンポジウム、また会員による研究発表などを企画、実施しており、会員間の情報交換や議論、交流の機会となっています。第1回大会は1954年の創立総会時に開催され、今年度（2022年度）に開催される大会は、第70回大会となります。また、全国大会とは別に、日本社会福祉学会フォーラムが年1回開催されています。全国7つの地域ブロックが、毎年持ち回りで企画を担当し、時宜に合ったテーマでの議論を行う機会となっています。

（2）学会誌等の発行

会員による研究成果の発表の場として、機関誌『社会福祉学』を、年4回（1年1巻として4号に分けて）編集・発行しています。会員から投稿された研究論文を中心に、会員による著書の紹介や書評を掲載しています。また、「学会ニュース」を年3回発行しています。全国大会やフォーラム等のイベントのお知らせ、理事会報告や新入会員紹介、地域ブロック情報その他、様々な情報提供を行っています。

（3）研究業績表彰と研究者支援

学会では、顕著な研究業績をあげた会員への顕彰や若手研究者の研究奨励を目的とした日本社会福祉学会学会賞を創設しています。学会賞には「学術賞」と「奨励賞」があり、学会賞は単著が対象とされ、奨励賞は単著部門と論文部門とがあります。また、会員への研究支援の活動として、2022年3月には初期キャリア研究者支援のためのネットワーク（Creative Support Network：略称CS-NET）を立ち上げました。これは、研究活動をスタートして間もない初期キャリア研究者間の情報交換や相互交流の促進を目的とした取り組みです。今後、イベントの開催やメーリングリスト等の運用を通して会員の研究活動を支援していきます。さ

らに、毎年、全国の大会にあわせて「留学生と国際比較研究のためのワークショップ」を開催するなど、日本で社会福祉学を研究する留学生への支援も行っています。

（4）国際交流の推進

本学会は、国際的な研究交流の推進にも取り組んでいます。主には、韓国と中国との3カ国の学術交流があげられます。3カ国が毎年順番にホスト国となり、その年の大会にほかの2カ国の代表者を招聘して、3カ国代表者会談や国際シンポジウムの開催等を行っています。また、各国の学会員が他の国の大会に参加して研究発表するなど、東アジア地域での研究者相互の国際交流や国際的な共同研究の促進の機会ともなっています。

3. 地域ブロックの活動など

本学会の重要な活動として、全国7つの地域（北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州）における地域ブロックの活動があげられます。研究会や研究大会等のイベントの開催、ブロックでの機関誌やニュースレターの発行など、それぞれのブロックの特徴を活かした研究活動の推進や研究者間の交流、また大学院生や初期キャリア研究者の支援等の活動を行っています。さらに、学会では高校生向けのパンフレット「社会福祉学を学ぼう—いまの社会は福祉抜きでは成り立たない—」を作成するなど、多くの方に社会福祉学のことを知ってもらう取り組みも行っています。人と社会の幸せを考える「社会福祉学」の魅力を発信する活動にも取り組んでいきます。

4. 昨今の社会福祉をめぐる課題と学会活動の重要性

2020年からの日本における新型コロナウイルス感染症の広がり、私たちの生活を一変させました。コロナ禍で新たに生じた社会問題だけでなく、それ以前から存在していた生活問題が顕在化することになりました。貧困や孤立、差別や格差、分断など、昨今の私たちが暮らす社会は、様々な社会的で構造的な問題と、それによる生活問題や生活困難を抱える状況にあります。激しく変動する社会状況のなかで、あらためて「学問」としての社会福祉学のあり方が問われています。社会福祉学とは、「価値に基づく実践の学問」であり、「価値に基づく連帯と行動の学問」であると思います。今こそ、社会福祉学がもつ「思考の力、言葉の力、行動と発信の力」が求められています。「人々の福祉に寄与・貢献する」社会福祉学の発展のために、学会活動の重要性はますます高まっています。

特集 2 新任挨拶

1 着任のご挨拶



小野 セレスタ 摩耶（同志社大学社会福祉学科准教授）

2022年4月より、同志社大学社会学部社会福祉学科の准教授として着任いたしました。ご挨拶にふさわしいかどうかわかりませんが、この場をお借りして私の専門や前職からの学びについて書かせていただきたいと思えます。

専門は子ども家庭福祉です。子ども・子育て支援事業計画などの福祉計画の策定・実施・評価について研究を行っています。特に、自治体における利用者評価のあり方、利用者の方々による評価に関心をもっています。計画の評価は以前に比べてずいぶんと行われるようになってはいますが、地域の方や利用者の方、子どもたちの手による評価はまだ十分とはいえません。計画の周知度や個別事業の満足度などをたずねることも重要ですが、もう少し丁寧に、そして計画的に利用者の声を評価に取り入れる方法や体制をつくることのできないかと考えています。また、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、母子保健と福祉部門の連携に関する研究も行ってきました。自治体を通じて児童虐待防止に関わる機会もいただいています。

次に、前職からの学びです。前職では、11年間新設の社会人向けの大学院大学で、修士（医療管理学）取得のための研究指導を行っていました。「医療安全」という専門外のことを指導し、一方では自身の専門研究も行う状態が続きました。小規模とはいえ新設校でしたので、すべて一からで、さまざまな専門の教員や社会経験豊富な院生の中での学びは大きかったと感じています。例えば、医療看のほか心理・経営・教育・情報・建築・工学などの先生方との日頃のコミュニケーションの中で、多様なものの見方・考え方に改めて気

づかされたこと、それを超えて互いの専門性を尊重しながら一緒に仕事をしたことがあげられます。また、看護師・臨床工学技士・柔道整復師・介護福祉士など多職種の院生に関わり、その専門職性の違いを再認識するとともに、根底にある「目の前にいる方々を助けたい」という共通の強い思いにも触れました。一方で、最終目的は同じでも、いざ連携するとなると上手くいかない事例が頻発していることも事実でした。お互いの専門職性の違いを深く考える機会がないままに、自分の専門職性の枠組みにあてはめて考えるため、それ以外の考えや行動が理解できず、批判・排除する傾向にあった、という趣旨の発言が多くの院生からあったことも印象に残っています。

また、外から見える社会福祉への理解や多職種から見たソーシャルワーカー（以下、SW）の評価を知ることができた点も学びです。良かったことは、医療においても地域包括ケアの推進により、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことへの理解が進んできていますが、その実現にはSWの存在が不可欠という認識を持つ方が年々増え、それが福祉について知りたいという意欲につながっていたことです。他の専門職からSWの活躍を聞いたことも喜びでした。一方で、専門職性への手厳しい批判もいただきました。具体的には、「専門職性が見えにくく、社会保障や福祉制度について学びさえすれば、他の職種で代替可能なのではないか」、「必要な支援につなぐことが一つの重要な役割であるはずが、杓子定規で柔軟性や工夫もない」、「生活の全体性をみることの重要性は理解できるが、現実のケース対応と乖離しすぎている」など、SWとの仕事を通じた経験からくる正直で遠慮のないものでした。その批判は、目の前にいる方を何とか支援したいという思いから、ということも理解できたため、胸が苦しくなったと同時に、“今ここ”でどうすることもできない悔しさも味わいました。この経験は忘れることは



ないと思います。

もともとSW養成に携わりたいと思いながらの前職でしたが、上記のような経験が重なり、その思いは年々強くなる一方でした。そのような中、同志社大学とご縁をいただけたことは本当に嬉しくまた有難いこ

とです。社会福祉学科の歴史の重みを体感するにつれ、自身の力不足に落ち込む日々ですが、一日も早く慣れ、少しでもお役に立つことのできるよう努力して参りたいと思います。これからどうぞよろしく願い申し上げます。

2 着任して

楊 慧敏（同志社大学大学院社会学研究科外国人留学生助手）

私は、今年の3月に同志社大学大学院社会学研究科の博士（社会福祉学）学位を取得し、その翌月に同研究科の外国人留学生助手として着任いたしました。

母校に就職できたことを大変嬉しく思っていると同時に、責任の重さを実感しています。私の博士前期・後期課程の留学生活および研究生活は外国人留学生助手の先輩たちに支えられてきました。しかし、果たして自分もそれらの先輩たちのように研究科の留学生を含む院生のサポートをできるかという不安を抱えています。

（修士・博士）学位を取得するには容易なことではありません。私の経験を紹介すると、私の博士学位の取得は長い道のりで、楽しい思いはもちろんありますが辛い思いの方が多かったのです。高齢家族の介護をめぐるその本人および家族のつらさや悲しみを目の当たりにした私は社会福祉学を勉強したく、大学院は大学の専攻（日本語専攻）と遠い存在である「社会福祉学」に進学しました。当初、専門知識の欠如や、発表資料および論文の作成方法（コツ）など分からないことがいっぱいありました。先生方は授業中にそれらのことについていろいろ教えていただきましたが、要領の悪い私はその内容を消化できなく、どうすればよいか分からず彷徨っていました。その時、研究室の先輩はもちろん、外国人留学生助手の先輩たちにも相談し、ご助言をいただきました。

私は大学院に在籍していた8年間、数名の外国人留学生助手の先輩たちに上のような勉強、研究だけではなく、日常生活の困りごとの相談していただきました。ですので、私は無事に修士学位そして博士学位を取得できたのは主査・副査先生をはじめとする多くの先生、院生のみなさん（楊慧敏（2022）「博士論文の執筆を終えて」ニュースレター No.33）はもちろん、外国人

留学生助手の先輩たちのご助力をいただいたおかげです。これからは支えられる側ではなく、支える側として大学生、大学院生の一助となるように努めたいと思います。

一方で、着任してから私はなかなか慣れないことが2つあります。一つは、自分にとって大事な居場所である「埋橋ゼミ」の変化です。私の主査である埋橋孝文先生は今年の3月に定年退職されました。そのため、4月より月曜日の朝はいつものように教室に行き、ゼミ参加できなくなり、寂しく思っています。授業中の先生と院生にみなさんが盛り上がり、笑い声が私の研究室に響くたびに、より一層寂しさを感じています。

もう一つは、顔馴染みの事務室の職員に「楊先生」と呼ばれることです。私の身分は大学院生から教職員に変わったことにより、8年間「楊さん」と呼んでいたのですが、この4月から「さん」ではなく「先生」になりました。私はその呼び方にはまだ慣れていません。

慣れている環境とはいえ、身分の変化により私はまだ慣れていないことがありますが、一先輩として院生の支えおよび、一研究者として研究活動の推進に努めたいと思っています。引き続き変わらぬご厚情、並びにご助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



特集 3 私の研究紹介コーナー

1 研究紹介



①なぜ、どのようにして現在の研究テーマに関心をもったのか

小学校2年生の時に友達と家に帰ろうとして、その途中、知的障害がある同じクラスの男子に出会いました。僕と一緒にいた友達は、

「こういう奴らは痛みを感じないんだ」とにやにやしながら、その男の子を蹴飛ばしました。それはちょうどサッカーボールを遠くへパスするような格好で、迷いも容赦もないものでした。蹴られた子は「痛い」とうずくまりました。当たり前です。僕はそれを見て怖くなり、蹴った方を止めるでも、蹴られた方を介抱するわけではなく。わき目もふらずに走りました。その時からです。私がこのテーマと関わり合っているのは、そして、何をするにも人一倍時間のかかった私は気がついていました。世の中が、蹴飛ばす側と蹴飛ばされる側に分かれるならば、きっと自分は蹴飛ばされる側の人間なのだ。

この一点だけではなく、能力をめぐる違和感を毎日のように感じていました。何度練習しても、思うように運動はできるようにならず、テストの点数は伸びず。努力と結果は比例しない。テストで2倍の点を取れば、2倍努力したと言えるだろうか。言えないのではないか。高得点を取る子たちはもともと楽しそうに取り組むではないか。「人一倍努力すれば何でもできるようになる」と教師は言うけれど、なぜ、私は「人一倍」しなくては、できるようにならないのか。「天は二物を与えず」と習ったけれど、自分には才能は1つもなく、あの子に

廣野 俊輔（同志社大学社会福祉学科准教授）

は3つも4つもあるじゃないか。そういったことです。一般的に言って社会科学は、社会にうまくなじんでいる人には、かえって向きません。うまくやれている人に、社会を分析しようという気持ちが起きにくいからです。能力と社会をめぐる違和感や不快感。その一部は「障害」と呼ばれる問題ですが、必ずしもそのみではありません。社会と能力の関係に関する違和感こそが私にとって研究の原動力です。

②研究テーマの概要

戦後障害者運動史をテーマとしてきました。とりわけ戦後の障害者運動の一時代を築いた脳性マヒ者の組織である「青い芝の会」を研究してきました。のみならず、戦後の障害者の歴史に幅広く関心をもっております。身体障害、知的障害、精神障害を3障害といい、最近ではこれに発達障害と難病を加えて5障害と呼びます。将来的には5障害の政策や運動の歴史全てに明るくなりたいと思っています。

③研究テーマのもっている社会的な意義

まず、歴史を研究することの意義について述べます。社会福祉研究の領域においては、しばしば歴史を研究することの意味が問われます。どちらかという、「何の意味があるの？」という否定的なニュアンスで。

僕は、歴史研究が役に立てると考えています。もたらされる知見は、困っていることに対して明日役に立つものではないかもしれない。けれど、「役に立つ」にはいくつもの種類があります。歴史がもたらす効用は「今自分が立っている場所」を照らし出すことにあります。「なぜ相談支援専門員という役割が重要な



か?」、「なぜグループホームの役割が重要なのか」といったことは、歴史的経緯を全く抜きにして説明し得ないことです。逆に言えば、その仕事はどうして大切なのかを示すことを通じて、現場の人たちをエンパワメントすることができると思うのです。

④研究の現時点での到達点

「青い芝の会」については、その全体像を明らかにするように努めてきました。というのも、これまでの研究が目立つエピソードを切り取って、都合のいいようにつなげているように思えたからです。特に、初期から活動をしていた人と知り合いだった私は、初期や中期の活動を明らかにしてきました。また、地域差があることもよく理解されていないことが多いです。それについても、問題提起し、様々な研究が広がることに貢献できたと考えています。

また、この団体以外の事も書きたい、身体障害以外の歴史についても記述したいと述べたところですが、それについても少しずつ成果を出せています。特に学部頃からぼんやりと疑問に感じていたことをまとめることができました。この研究では、しばしば知的能力の検査結果の信頼性が低いために、知的障害者福祉法には定義が設けられなかったという定説に疑問を投げかけ、当時の貧弱な社会資源と過大な知的障害者数の見積りのギャップこそが定義の不在をもたらしたと自分なりの議論を展開できました。

⑤研究テーマに取り組むやりがい

一般的に社会福祉とりわけ障害者福祉を学ぶときに概念を最初に学ぶことが多いと思います。「ノーマライゼーションの考え方は・・・」、「自立生活の理念は・・・」といった具合です。実は、私はそこに大きな違和感もちました。もちろん、概念は学習する上でも研究する上でも不可欠なものです。しかし、そこには、自立生活を希求した障害のある人の姿や声が見えにくい。リスクを冒してでも地域で暮らしたい、自分で暮らしたいと人が思う時、そこにはどんなリアリティがあったのか。歴史の中で忘れられた声や姿を浮

き彫りにすること、特に、嘆きや呻きのような声、無謀にも思えたはずの行動の記録をコツコツ集めること。それは、概念を駆使した学習や研究に血肉を与えるものだと考えています。

⑥研究テーマの難しさ

障害者運動が活発だった1970年代にその前線に立った人たちは、どんどん逝去されていっています。そのため、歴史研究だからのんびりと取り組めばよいというわけにもいかないのです。私は今、京都市営地下鉄にエレベーターが設置された経緯について調べているのですが、その活動に参加し研究の完成を待っていた日本自立生活センターの矢吹文敏さんが2021年に亡くなってしまいました。長年にわたって研究に協力していただいております、成果をお見せできないままになってしまい申し訳ない気持ちでいっぱいです。彼に限りません。私の研究の場合、ある事象を分析したいという意欲とともに、「この歴史について残したい」という気持ちを合わせて抱えていることが多く、具体的な人物（「これについて書いてみてよ」と依頼してくれる人）と結びついています。ですから急がないといけませんが、なかなかうまくいっていないというのが本音です。

⑦今後の研究の方向性

現在取り組んでいるのは、先述の地下鉄の運動に関する活動です。その後は、もう一回、知的障害者の方の歴史を書きたいと思ったり、重症心身障害児に関する歴史を書きたいと思ったりしています。問題意識に即していえば、能力によって社会が人の事をカテゴライズするわけですが（「この人は知的障害者だ」というように）、そこから漏れる人が現れてきます。そこから漏れる人をまたカテゴライズして、さらに・・・というように続いています。それで今のような障害福祉施策になってきています。そのメカニズムを記述することが重要だと思っています。次には重症心身障害について書きたいと考えています。

2 博士論文の作成に当たって

羽鳥 恵一（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）



現在私は、精神科ソーシャルワーカーとして精神科病院に勤務する傍ら、大学院で研究活動を行っております。近年、精神科医療の現場は、急速に救急急性期化が進んでおり、このことは精神科救急医療機関におけ

る精神科ソーシャルワーク実践にも影響を及ぼしています。例えば、精神科救急病棟には専従の精神保健福祉士2名が必置とされており、それ以外の業務を行うことが制度的に制限されています。しかも、制度上かつ診療報酬上の観点から入院期間が限られる中、短期間でクライアントとの関係性を構築し、地域生活での課題や生きづらさを理解し、そのニーズをアセスメントしなければならず、物理的な限界もあります。時間的余裕のなさから関係形成もままならないままに、そもそものニーズアセスメントすらもできずに退院されることもまれではありません。結果として、精神科ソーシャルワーカーは、自身が理想とするソーシャルワーク実践と乖離した現実との狭間において不全感を抱くこともあります。また、クライアントや家族との面談を重ね、時間をかけてニーズのアセスメントをし、退院後の生活に合わせてサービスを調整して退院したとしても、退院後早期に精神状態に不調を来し、再び入院となるクライアントも少なからず見られます。そのようなとき、理想とする実践ができていない自分自身への苛立ちや無力感といった感情を抱くことにもなりかねません。

さらに、精神科医療機関では、医師や看護師、コメディカルといった多職種との狭間で、精神科ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティに葛藤することも少なくありません。特に医師との関係については、

早期退院という大前提がある中で、ソーシャルワーカーに対する医師からの要請もあり、ソーシャルワーカーとして納得できないままに、治療方針に合わせざるを得ない場面も生じます。また、場合によっては本人や家族等の意向よりも、病院の機能や役割に視点を置いた対応をせざるを得ないこともあり、自らのソーシャルワーカーとしてのアイデンティティにゆらぎを生じることにもなります。

ちなみに、ある程度一人で何でもこなせるオールラウンドなエキスパートの精神科ソーシャルワーカーは、このような葛藤を抱えながらも、ソーシャルワーク実践を日常的かつ経験的に行っていることが想像されます。経験の浅いソーシャルワーカーにとっては、そのような実践のモデル化が求められますが、実際には病棟専従化などで、このようなエキスパートによる実践を肌で感じる機会が減少し、実践のモデル化が難しい状況が生じています。このような観点から、私の研究ではエキスパートのソーシャルワーカーによる実践に焦点を当て、実際のソーシャルワーク実践の場面を実証的に考察しようと考えています。特にエキスパートのソーシャルワーカーは、クライアント本人の思いを大切にしながら、本人と共働して実践を行っています。まさにそれは、音楽のセッションのような、ともに作品を作り上げるような、そんな作業に似ています。私はこれをソーシャルワークの「アート」と位置づけ、即興的かつ間主観的な実践の実態像を実証したいと研究を進めています。

とは言うものの、ソーシャルワークの「アート」は、古くから科学かアートかという議論がなされており、決して目新しい議論ではありません。しかし、その当時から「アート」はソーシャルワーカーに固有の熟達した名人芸のようなものとして積極的に問われることはなく、むしろソーシャルワークは実践理論の科学化



を目指して理論構築してきた経緯があります。そして、「アート」と言われるようなソーシャルワーカーの態度や姿勢、クライアントとの向き合いなどは、従来から現場で伝達するものと考えられていたと思われます。しかし、今やその「場」や「つながり」すらもが分断されつつあります。私は、このような現状に問題意識を持ち、今だからこそ、実践に基づいた精神科ソーシャルワーク実践における「アート」を検証し、「アート」感覚に根付いたソーシャルワーカーの態度や価値の言語化及び伝承の可能性について考察したいと考えています。このように問うことが、実践の中で葛藤するソーシャルワーカーへの一助となるのではないかと思うからです。私はここに、本研究の意義があるのではないかと感じています。

しかし、このように構想はするものの、いざ研究を進めるには多くの難しさがあります。例えば、私自身、長年にわたって精神科領域で精神科ソーシャルワーカーとして実践を重ねてきました。確かに、研究に対してその経験が活かされることは多分にありますが、その反面、ついつい自分自身の現場経験や実践に即して主観的に判断してしまいがちです。特に、研究テーマが「アート」である分、この傾向が強くなってしまいます。そのため、常に客観的な分析、検証を心掛けるようにしていますが、この点に難しさを感じています。

また、現場実践の実証という点にも難しさがあります。実践に即して実証していくというスタイルを取った研究となりますので、いかに実践を分析するか、分析方法を含めた研究デザインをどうするか、毎回、試行錯誤しています。実際に様々な分析を試しながら、実践場面を検討しているため、研究方法の選択やその妥当性にも判断に迷うことがあります。そのためにも、指導教授からの指導や、ともに研究を行うゼミ生との意見交換を重ねながら、研究の客観性や妥当性を担保しようと心掛けています。ただし、これもなかなか思うようにいかないのが現状です。

しかしその一方で、このように試行錯誤しながらも研究を重ねていくことは、非常にやりがいも感じています。特に、実践を分析する研究でもあるため、常に自分自身の実践を省察する機会ともなります。結果として、その都度、自身の実践を検討することができ、そのような意味でも、活きた研究だと実感しています。また、本当に少しずつではありますが、博士論文の全体像が見えてくる楽しみもあります。論文を書き、投稿して査読を待つ間の緊張感、査読後の再修正や査読の先生との書面でのやり取りなど、一つの論文を作り上げる面白さも実感できるようになってきました。

さて、現時点での研究の進捗状況ですが、部分的に論文を作成してはいますが、まだまだ全体像や結論にまで至っているわけではありません。そもそも、ソーシャルワーク実践における「アート」と呼べるような実践のあり方は、確かに言語化が難しい側面があります。特に、精神科ソーシャルワーク実践の「アート」は、クライアントとの共働を前提に、様々な援助技法をその場面に合わせて効果的に用い、常に臨機応変に流動的に行われるようなものであると考えます。私の研究では、このような「アート」による成果や効果を検証するのではなく、あくまで「アート」における「型」や「作法」、その伝承可能性について検討を加えたいと考えています。その上で実践を分析し、検討を加えていくと、最近では「アート」を図式化して伝達することが可能なのではないかと考えるようになってきています。

最後に今後の研究の方向性ですが、引き続き実践に対する分析を行いつつ、文献レビューも併せて実施する中で、精神科ソーシャルワークの「アート」のあり方、その言語化の可能性について検討を重ねていきたいと考えています。そのためにも、一つひとつの論文を丁寧に仕上げ、最終的な博士論文へと構成していくつもりです。まだまだ、道のりは長いですが、前を向いて、少しずつ進めて行きたいと思います。

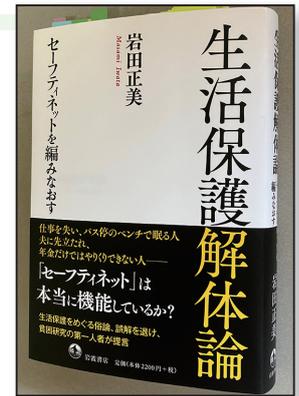
書評 1

岩田正美

『生活保護解体論

—セーフティネットを編みなおす』

(岩波書店、2021年)



評者 埋橋 孝文 (同志社大学名誉教授)

■ 著者のまなざし

本書は、わが国の貧困と生活保護に関する学識が深く、これまで研究をけん引してきた碩学の岩田正美氏(以下、著者)による生活保護(解体)論である。内容の紹介とコメントに入る前に、私にとって興味深かったトピックス(エピソード)をいくつか挙げて、やや印象論的であるが、本書の成り立ちと大まかな特徴を、読者に伝えたい。

「生活保護制度をこのように正面切って扱ったのは、私にとって初めての経験でした」(p.307)。⇒これまでの著作には「生活保護」という言葉が入ったものがあってもかかわらず、著者自身はこのような理解をされていることが新鮮であった。初めて「表玄関」から論じた本書のタイトルが「解体論」であることが興味深い。

「私にとっても、謎の生活保護制度、低所得者対策をその内部に呑み込んだ国民皆保険・皆年金体制を再発見する旅でした」(p.308)。⇒著者も指摘するように「再発見のプロセス」を含んでいるため叙述がやや難しいものとなっているが、もっとも注力しているのが、「低所得者対策をその内部に呑み込んだ国民皆保険・皆年金体制」の検討であることが注目される。そこには「解体」の後に来るべき、今の生活保護にとって代わる制度を構想、提案する際の多くのヒント、知恵が隠されている。

「日々の暮らしのお金が足りないのに、サポートや自立支援ばかりを強調するのはもういい加減にしたい」(p.295)。⇒この間、2010年ころからのパーソナルサポート事業や2015年の生活困窮者自立支援法で本格的に開始された就労支援サービスについての著者の立場をこれほどはっきりさせた表現はない。著者

のまなざしは、生活困窮者自立支援法ではあまりにも貧弱な「所得保障、現金給付」にまっすぐ向けられている。

中身にふれることなくあまりに「印象」を書き連ねると、読者をして先入観の世界へいざなうことになるため、ここで次の内容紹介に移る。

■ 本書の構成と概要

本書の目次構成は次の通りであり、以下、若干のコメントを交えつつ各章の内容を紹介する。

-
- 序章 解体でみえる、最低生活保障の新たなかたち
- 第Ⅰ章 生活保護という不思議な世界
- 第Ⅱ章 国民皆保険・皆年金体制のなかの「低所得者対策」—もう一つの「社会扶助」
- 第Ⅲ章 解体・編みなおしの戦略と指針—「原理問題」を整理する
- 第Ⅳ章 提案 どう解体し、どう溶け込ませるか
- 終章 生活の「最低限」をどう決める
-

序章では「解体論」に至った経緯が述べられている。パンデミックのなかでも申請数が増えていないことが著者にとって「最後の押し」であったようだ。生活保護制度をめぐる誤解とその劣化が背景にある。ではなぜ「解体論」なのか？実はこの問いに関してビシッと答えた箇所、文章を見つけるのはそれほど簡単ではない。教育的な配慮に満ちた叙述の中からそれに相当するのを探せば次の文であろうか。

「・・・基準引き下げなどに『悪用』されることを恐れて、本格的に解体論を展開してきませんでした。



しかし、もうそれはやめた方がいいと思います。なぜなら、そうしなくても、生活保護制度の劣化が相当進んできているからです」(p.20)。

私としては、これまで研究者によって提起されてきた生活保護改革案および著者がこれまで考えてきた生活保護改革論と本書の解体論との関係をより詳しく知りたいと思った。あるいは「抜本的改革論」と「解体論」との違いについて興味を覚えた。

続いて第Ⅰ章では新しい考えと古い考えが混在している生活保護を「不思議な世界」と形容している。古い考えとは「生活に困窮する国民」という対象規定と、それへの「全一的給付」(これはあとでも出るが極めて重要な概念である)という対応を指す。

第Ⅱ章は、本書の中心的部分ともいってよいほど、精査のうえ明らかになった多くのファクトファインディングを含み、後で述べられる生活保護解体論あるいはより一般的に改革論にとって示唆する点が多い章である。タイトルがその内容を端的に示している。日本の社会保険制度はその中に低所得者対策の規定を多くもっており、従来はそれらが「社会保険」たる所以だと説明されることが多かったが、著者はそれらを一つひとつ詳細に検討し、「もう一つの社会扶助」であることの意味を明らかにする。

検討されているのは、「国保低所得層への保険料の軽減・減免策と高齢者医療無料化」「特例高額療養費該当」「国民年金の保険料免除・軽減制度と福祉年金」など。社会保険制度に組み込まれている「低所得者対策」を徹底的に調べ上げた著者に敬意を払いたい。それらの対策は解体後の制度再設計に必要な不可欠な情報を提供することになる。

第Ⅲ章では、最初に、生活扶助は基礎的生活ニーズの保障であり、そのほかの7つの扶助は特定目的のニーズに対応していることが説明される。タイトルにある「原理問題」とは次の2点である。第1に、塩野谷裕一氏の説を援用して、公助、共助、自助を区別する通説に対して、「社会保険と社会扶助の区別は、原理的にも制度史的にもまた実証的にも完全なものでないこと」、第2に、星野信也氏の説く「選別的普遍主義」の方向＝「普遍主義の枠組みの中に選別政策を配置する」ことである。

第Ⅳ章では、8つの扶助(の解体)に沿って「他制度との融合、その上での再生」が試みられる。そのエッセンスを示せば、医療と介護については①保険料免除と自己負担ゼロ区分を入れ込む、②「保険制度を基本

とし、その保険料と自己負担を賄うための社会扶助制度を国保および介護保険の一部に設定」(pp.185-186)する、のどちらかとされる。住宅については、生活困窮者自立支援制度の「住居確保給付金」事業を拡大する。その場合、期間の制限は廃止し、一定の収入・資産要件を設ける。段階的には、住宅扶助の単給化からスタートすることもあり得る。教育扶助の解体に対して現行の就学援助制度の発展で対応する。

高齢者に対する生活扶助分については、年金開始年齢以上の高齢者への生活扶助を「年金支援給付」とする。所得調査はなるべく税制度を利用する。障害者に対する生活扶助分については「障害年金支援給付」を設ける。障害の程度については検討が必要。失業時(雇用保険の求職者給付が切れた時)の生活保障については、現行求職者支援制度の訓練受講給付金を、あくまで生活給付として再編し「求職者支援給付」へ(単身を単位とし扶養家族数を加算)。さらに、多様な貧困リスクに対応するために、現行生活保護の「一般扶助」原理に立つ生活扶助を残しておく。この生計維持給付は、先にふれた年金支援給付、障害年金給付、求職者支援給付以外で、現行生活扶助レベル以下のあらゆる人々を対象とする。

最後に終章では、上記の年金支援給付、障害年金支援給付、求職者支援給付あるいは一般扶助原理の生活扶助の金額設定の基本となる生活の「最低限」(保障水準)の検討に入る。しかし、期待に反してクリアカットな「最低限」が明示されていないことに注意が必要である。タイトルからもある程度推測できるが、これまで提案されてきた様々な方法、つまりマーケット・バスケット方式やエンゲル係数方式、格差縮小方式や水準均衡方式の説明ののち、「唯一正しい最適生活費算定の方法があるわけではない」(2節のタイトル)が来る。その真意は、以下の引用文からうかがえる。

「生活保護基準の検証は、多角的な最低生活費算定を参照して、補正していくことが不可欠ですが、それにはここでのべたような多様なアプローチを蓄積し、深化させていく必要があります」(pp.276-277)。

■ 本書を読み通しての感想とコメント

以上、私が理解しえた限りで、本書の主要部分を紹介してきた。無理を承知で本書を一文で表現すれば、「パンデミック下でもセーフティネットとしての役割を果たせずその有用性を発揮できなかった現行の生活保護をいったんシャットダウンし、『丸裸』になって

から全一的保護を与える方式をやめ、選別的普遍主義にもとづいてニーズに即した各パーツの所得保障を既存の各種社会保険などの普遍主義的な制度の枠組みの中に埋め込む」ということになるのか。

本書を機に生活保護のあり方をめぐる活発な議論が起こることを期待したい。何よりも著者自身がそれを強く望んでいることであろう。以下のコメントはそのための論点と素材を提供するものである。

第1に、私も上記の「普遍主義的な制度の枠組みの中に埋め込む」やり方に基本的に賛成である。高齢者の所得保障、年金を例にとると、デモグラウンド型基礎年金+厚生年金に補足的給付を合わせた制度構造（鎮目 2020、p.32-33）が、好ましい。「年金制度の枠外で公的扶助を拡大させれば・・・基礎年金制度に対する保険料納付インセンティブが低下して、その維持が困難になるという矛盾が生じる」（同上 p.30）のがその理由の一つである。ただし、論点としては普遍主義的な、具体的には社会保険制度に選別的要素を組み込む場合、本書でもその財源は税と保険料になっているが、そのことは「保険と税の混然一体性」（広井 1999、p.47）を加速させる。その結果、制度設計のあり方にも左右されるが、制度の透明性が損なわれることにならないか、また、保険料支払い者のコンセンサスを得ることが難しくならないか（注1）。

第2に、2004年12月に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会（委員長・岩田正美）報告書」が公表され、「利用しやすく自立しやすい制度へ」という方向が打ち出された。

今回の「解体論」により最低生活保障制度はどのように利用しやすくなり、また、自立しやすくなるのか。なお、従来、そのために生業扶助、住宅扶助、医療扶助などの「単給化」あるいは「社会手当化」が主張されてきたが（吉永 2019、埋橋 2019）、それとの関係はどのようなものか、そうした部分的改善積み重ねの方向ではなく「解体」が必要な理由はどこに求められるか。

第3に、8つの扶助にとって代わるべき年金支援給付、障害年金支援給付、求職者支援給付などを受給できるための所得水準はどのようなものになるのだろうか（それぞれが異なった水準なのか、それとも同じなのかという問題を含めて）。そうした金額は、終章

で具体的な最低生活水準の提示がペンディングされているのははっきりしたことはわからない。

上の論点に関して2014年に韓国で導入された個別給付化の措置が議論の参考になる。これは、日本で時折言及される「単給化」に相当するもので、上述の「全一的給付」つまり All or Nothing の弊害の克服に道を開くものである（松江 2020）。具体的には、教育給付を受けるためには基本中位所得の50%以下の所得、住宅給付は44%以下、医療給付は40%以下、生計給付は30%以下であることが条件となっており、その限りでいわゆる単給が容易な設計となっている。そのほかに、最低生活水準が相対的貧困の概念（中位所得の何%）が用いられていることは、便宜的でプラグマティックな対応ではあるが、非常にわかりやすいものを用いているというメリットもある。この措置が実施に移されてから、単給の申請数と受給者数が増えているといわれている。それぞれの給付によって所得の条件（中位所得に対する割合）が異なっているが、その理由と合理性については確かめていない。この韓国の取り組みは「生活保護の解体論」ではなく「部分的改革論」であるが、本書の内容と比較して議論する価値が十分ある取り組みであると思われる。

注1 より具体的には、いわゆるロストジェネレーション問題に関して「年金支援給付」で一定水準まで所得保障を行うとすると、「保険料を納付してきたものの立場からは公平性の観点で疑義が生じるだろう」という指摘がある（四方 2022、p.101）。

参考文献

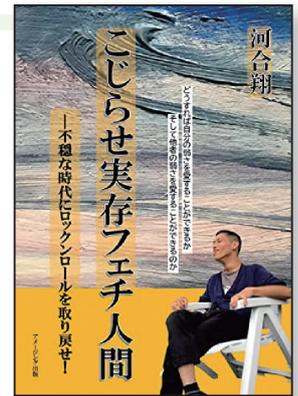
- 埋橋孝文（2019）「むすびに代えて」埋橋孝文+同志社大学社会福祉教育・研究支援センター『貧困と就労自立支援再考—経済給付とサービス給付』（法律文化社）
- 四方理人（2022）「書評 岩田正美著『生活保護解体論—セーフティネットを編みなおす』（岩波書店）『季刊 個人金融』
- 鎮目真人（2020）「年金—どうする老後の貧困」埋橋孝文編著『どうする日本の福祉政策』第1章（ミネルヴァ書房）
- 広井良典（1999）『日本の社会保障』（岩波新書）
- 松江暁子（2020）「生活保護問題の現在—韓国の経験からの示唆を探る」埋橋孝文編著『どうする日本の福祉政策』第10章（ミネルヴァ書房）
- 吉永純（2019）「『半福祉・半就労』と生活保障、生活保護」『社会政策』第11巻1号（ミネルヴァ書房）

河合翔著

『こじらせ実存フェチ人間』

—不穏な時代にロックンロールを取り戻せ！』

(アメージング出版、2022年)



書評の依頼を受けて書名を聞いて驚いた。「どうしたの？」と尋ねたくなるようなタイトルだ。河合さんを全く知らないわけではないつもりだった。私が大学院生の時、河合さんは学部生でキャンパスではよく見かけた。また、私が大分大学の教員になってから『リハビリテーション』という雑誌で、障害のある人と大学院という特集があり、河合さんを執筆者として推薦した。その時の原稿を読んだが、そこからこの本の出版は予想できなかった。

本書を読み進めるうち、結局、彼について何も知らなかったと再確認させられた。脳性マヒから来る言語障害もあってか、長く、たくさん話したことはなかった。こんなにも様々な想いや考えをもっている人だということにも失礼ながら無知だった。彼はそれを本書に縦横無尽に展開している。自分の性的な嗜好を暴露するような読み手が恥ずかしくなるような記述もあれば、鋭く私たちの社会がもっている矛盾をつく指摘もある。酔っ払いなのか。酔拳の達人なのか。

いかにもハチャメチャな本と思われたかもしれないが、決して易しい本ではない。彼は大阪大学の大学院に進学し、社会学や哲学を学んだ。「はじめに」も「男らしさ」に関する投げかけから始まる。全体の構成は以下の通りだ。

プロローグ オトコのこじらせ体験と弱さとモノローグ的責任と・・・・・・・・

第1章 恋—愛の不可能性とユーモア

第2章 エロスと愛

評者 廣野 俊輔 (同志社大学社会福祉学科准教授)

- 第3章 生きる・・・・・・・・人生は逃げ切ることである
- 第4章 神様はなにもすることができない、だからこそ神は力があるんだ
- 第5章 中途半端な美=世界信仰が跋扈する時代—相模原障がい者殺傷事件から考える
- 第6章 コロナ時代の弱さとケア
- 第7章 コロナ禍に見る社会全体への責任・奉仕・自立の原理とケアの原理
- 第8章 障害をもつぼくから見た依存と差別、共生とは何か—自立生活とインクルーシブ教育の経験から
- 第9章 弱さと時間をかけて向き合うということ—障害者の生活介助の現場から
- 最終章 赤ちゃん性への回帰と実存フェチの傷—弱さへの愛と“社会的なもの”の回復に向けて
- エピローグ 不穏な時代にロックンロールを取り戻せ！不穏な時代に旧約聖書『ヨブ記』を読む

ここでは、一章ごとに少しずつ紹介する方法をとらない。それよりも全体に通底する問題意識を最初に押さえておくことが大切だ。本書の問題意識は一言で言えば、「自分や他人の自分の弱さをどうしたら愛せるのか、なぜそれを愛することが難しいのか」、これに尽きる。私なりにいいかえれば、私たちが日常生活でいつの間にか身につけてしまっている弱さを隠す鎧をいかにして脱げるか、ということになる。私たちは、これが男らしい態度、こうするのがよい親といった無

数の規範に取りつかれている。それから自由になることはとても難しい。自由になろうとして自由になれないと、そのことをまた自分を嫌悪してしまう。

次に彼の「するどさ」が遺憾なく発揮されている部分をいくつか紹介しよう。

モノローグ的責任とは、厳密に定義すれば一人の人に家庭や仕事や社会の責任を負わせ、その責任を分担させないように責任を孤立化させることで、国家や社会が一人ひとりの個人がもつ弱さや傷つきやすさ、ケアのニーズに対して責任を負わなくていいようにするための社会的な慣性、生きているうちに身について行くバランス感覚なのだ（15頁）。

（緊張して笑ってしまう自分の様子を紹介した後の部分一評者）抑圧や禁止は人々を、共同体を運営するために必要な務めに差し向ける。それは労働であったり、学校であったりする。結婚や死を悼む儀式もそうかもしれない。結婚はカップルがお互いに「未来永劫愛し合う」ことを誓い合う儀式であり、そのための意志を確かめ合う儀式である。もし誓い合う場でカップルのどちらかがふいに笑い出したとしたら、その意志がなんとなく怪しく感じられてしまうだろう（104頁）。

この弱さを嫌悪し、自己責任、自己決定が生活全体を覆いつくし、皆が赤ちゃん性に回帰することによって個人の努力が称賛される。そのみに共感が集まり、その共感が集まり、その共感によって「世界は素晴らしい、世界は美しい」と信じ込むようになれば、自己決定や自己責任が難しく、ケアが必要な弱さをもつ他者をも、社会へ包摂する役割をもつ公共の重要性が失われ、すべてが買うか買わないか、選択するかしないかの契約や交換の原理によって社会が作動することになる（286頁）。

以上は、章のことになる3つの部分だが、河合さんの問題意識が連続していることをよく示している。現代

社会では、自分の意志にのっとりつつ、他人に迷惑をかけず、よく稼ぎ、稼いだ金を浪費せずにうまく使うことを求める社会である。とりわけ重要な指摘は、一番上の引用にあるように、その意志は大げさなものではなく、いわば普通に生活していれば、自然に身につくことが想定されている点である。緊張したら笑ってしまう彼は、2番目の引用にあるように、そのための社会的な装置が張り巡らされていることに敏感だ（筆者は子どもの頃、葬式で笑ってよく怒られた）。

次に、単に自己責任を求める社会であるだけでなく、そのことがもたらす現象として、私たちが自分の弱さ、すなわちケアが必要な部分を隠そうとする性分をもつようになるとしている。これは、しばしば相手に投影され、「公共交通機関に合理的配慮を求めておいて感謝もしない障害者」といった例にみられるように、攻撃の対象とされてしまう。この場合、実際の障害者が感謝したかどうかといった水準の問題ではなく、そのような障害者像を自分から作り出しては攻撃している状況ともいえる。

これまでに述べて来た筆者の論考は様々な点で示唆的である。評者の日ごろ感じているところでいえば、活動する障害者を白眼視する保守的な見解がしばしばある種のファンタジー性を帯びている。公的な支援ではなく、みんなで助け合い、助けられた方は感謝を忘れないという想像上の（その人にとっての理想的）共同体が人の頭の中にあるのかもしれないと思う。

実際に、大分大学在職中に、駅の無人化反対運動に参加したが、関係者以外の反応は冷たいものだった。

「JR だって苦しいのに」、「日ごろ使っていないくせに」、「そもそも一人で出かけられないでしょう」などなど。1つ、1つに反論することは難しくないのだが、言われるとやはりしんどくなる。言ってくる人たちがあまりに自信满满だからだ。その理由は、本書に述べられているようなことだろう。弱い自分を見せるのは時に恥ずかしい。でも河合さんはそれを精一杯してくれた。ぜひ一読をお勧めしたい。

高橋美恵子

『ワーク・ファミリー・バランス： これからの家族と共働き社会を考える』 (慶應義塾大学出版会、2021年)



評者 郭 芳 (同志社大学社会福祉学科助教)

■ はじめに

本書は、多様な働き方と家族の多様性に対応するワーク・ファミリー・バランス（以下、WFBとする）を積極的に推し進めるスウェーデン、ドイツとオランダの3カ国に着目し、各国の取り組みを紹介すると共に、抱えている問題点を明確にしつつ、日本が目指すべき稼得・ケア共同型社会のあり方を探った著作である。

本書の目的は、編者によれば性別にかかわらず、誰もが「仕事」と「子どもや家族との生活」を無理なく選択できる社会の実現のために必要な方策は何であるか。家族研究の見地から、欧州3カ国の先進事例をもとにそれを明らかにすることである (p.1)。家族社会学を専門とする執筆者は、上記の3カ国の政策の特徴と成立背景をまとめつつ、各国の子育て世代と、各国に家族で駐在した経験のある日本人に対して実施したインタビュー調査をもとに分析し、これからの日本のWFBの実現に向けて提言を行う画期的な一冊である。

■ 本書の構成と概要

本書の構成と内容は次のとおりである。

序章「ワーク・ファミリー・バランス社会のあり方考える」では、本書で用いる「ワーク・ファミリー・バランス」の説明と研究の視点、研究方法が示される。日本を含む4カ国のWFB政策・制度の実施状況と各国の子育て期の親へのインタビューの双方を関連させながら議論が展開されている。

第1章「共働き家族のリアル 日本」では、日本の共働き家族のタイプ（「就労継続型」と「就労中断型」）、

日本におけるWFB政策一両立支援策及びWFBの困難が紹介される。そして、インタビュー調査から両立支援制度の限界により「マミートラック」という働き方が作られてきたことが示される。

第2章「男女とも仕事と子育てを両立させる国 スウェーデン」、第3章「労働未来論から稼得・ケア共同モデルへ ドイツ」と第4章「パートタイム大国 オランダ」では、欧州3カ国のWFB制度・政策の変遷経緯の整理及びインタビュー調査からその実態を紹介している。スウェーデンは世界初の男性の育児休業を導入し、育児休業給付金である「両親保険」も実施されている。子どもが1歳半までは、ほとんどの父親・母親が両親保険を利用し、その後は、保育所を利用する。育児期間中は、労働時間短縮制度を活用する。一方で、子育て期の女性の間でストレス度が高い、育休取得と子育て期の時短制度利用の男女間の不均等の課題が抱える。ドイツは労働時間口座の創設や福利厚生もあるパートタイム雇用の導入などの雇用政策と親時間・親手当制度、父親の育休の取得の促進などの家族政策が整備されている。課題として、保育所の整備に地域差（西部地域は遅れている）、育休の取得にジェンダー間格差、家庭内の家事・育児分担の問題があると指摘される。オランダはフルタイム被用者と同等の待遇権利をもつパートタイム雇用の正規化、働く時間帯や場所の柔軟性がある労働政策の実施と保育助成金の給付、父親の子育て促進、祖父母やベビーシッターの利用など公的保育と家庭保育の組み合わせを通して、子どもの幸せを実現する。直面している課題は、労働

短縮によるキャリア形成への影響、所得保障のない育休制度、根強く残る伝統的な性別役割規範などである。

第5章「同性カップルのワーク・ファミリー・バランス 欧州3カ国における制度と現実のはざままで」では、タイトルの通りに同性カップルのWFBの制度と実態を紹介している。3カ国において、同性カップルは異性カップルと同等になっていない現実があるため、一つの章として取り上げられる。しかし、日本と比べれば、3カ国はセクシュアル・マイノリティが生きやすい国であり、法律で同性カップルへの差別や不当な扱いが禁止され、同性カップル家族への法的保障があるため、同性カップルのWFBの実現も可能であることが示される。

終章「日本のワーク・ファミリー・バランスの実現に向けて」では、3カ国での柔軟な働き方と子育て支援について総括した上、日本への提言を、柔軟な労働時間、働く時間帯と場所、「家族・生活第一」の意識改革、子どもの視点からの子育て支援策、多様な家族向けの支援策などの面から行っている。

■ 本書の特徴と論点

評者は現在妊娠しており、育児休暇を利用したいが、仕事とのバランスをどのように取っていくかについて悩んでいるので、興味深く読ませていただいた。欧州3カ国のWFBの制度についてその紹介にとどまらず、インタビュー調査が行われたため、生活の中からリアルに描き出しているところ、非常に読みやすかった。

本書は編者が明言するように、WFBが実践できる仕組みを解明することは、これから子どもをもちたいと考えている人にとって有益である。執筆者たちは家族社会学の視点からWFBに関する議論を展開しているが、人口減少時代に突入する日本において、社会学の視点からみてもWFBは非常に重要なテーマである。人口減少が社会にさまざまな影響をもたらすが、どのように少子化のスピードを遅らせるか、WFB制度の整備は不可欠である。欧州各国のWFB制度を紹介しながら、日本の制度設計はどうあるべきかについて読者に考えさせる点は本書の大きな特徴といえよう。

また、興味深いのは同性カップルのWFBを取り上げることである。日本では同性カップルのWFBの支援について議論が十分でない現状を思えば、欧州3カ国とは制度や社会的背景など多くの点で違いはあるがその取り組みは注目される。

同性カップルのWFBの実態を含め、本書で取り上げた3カ国のWFBの制度の紹介を読んで衝撃的だった。なぜ日本ではできないのかと疑問をもちながら最後まで読んだ。日本と欧州各国のWFB関連施策・家族政策等自体に差があるが、本書では政策・制度と実践のギャップに着目した。しかし、その原因はなにか、さらにその解決の切り口はなにかについて深く議論されていない。本書の終章では、日本に向けての提言が行われたが、一つ一つの提言について、具体的にどのように実現していくかに関する議論が期待される。

第2章から第4章までのコラムでは、各国での駐在を経験した子育て期の日本人男性の体験が取り上げられているが、彼らは異口同音に駐在国でのWFB生活はよかったと言う。しかし、日本帰国後は「不思議なくらい、普通に戻ってしまっている」。外国人である評者は駐在員の変化には本当に共感を覚える。置かれた環境に対する人間の順応性の凄さを痛感させられると同時に、やはり日本の「社会環境」に問題があるのではないかと考えさせられる。単純にオンオフの使い分けや仕事の時間の使い方がわからないわけではない。日本の「社会環境」に一体何が根付いているから、制度は存在しても利用しにくい状況になっているか。

そして、欧州3カ国のWFBの紹介では、3カ国とも雇用政策（労働環境や失業対策、企業の対応など）と家族政策（育児休業や保育政策など）をセットで紹介され、2種類の政策は連続性があるという印象を受ける。それに対して、日本において、雇用政策と家族政策の関連性、連続性はどうなっているか、両政策の関連性の程度による政策効果の違いがあるのかなどの疑問を、本書を読むことで新たに抱くことになった。これらの視点からの検討も日本のWFBの実現に示唆を示すだろう。

埋橋孝文編著

『福祉政策研究入門 政策評価と指標 第1巻

—少子高齢化のなかの福祉政策』

『福祉政策研究入門 政策評価と指標 第2巻

—格差と不利／困難のなかの福祉政策』

(明石書店、2022年)



評者 李 東振 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)

本書『福祉政策研究入門 政策評価と指標』は、編著者である埋橋孝文先生と3カ国のメンバーで構成された研究チームの研究成果である。埋橋先生は第1巻のあとがきで「本書は、編著者がこれまで共同研究を一緒にしたことのある研究者、および、同志社大学大学院出身の若手研究者とともにいった研究会をベースにしてでき上がった著作です」(P.218)と本書を紹介している。本書で論考した研究分野は、第1巻では少子高齢化というキーワードを用いて日本と韓国の介護や高齢者福祉サービス、少子化と子ども貧困に関する政策評価を論じている。第2巻では格差と不利／困難というキーワードから日本の社会保障制度、障害者政策と生活困窮者、韓国の社会保障および青年制度と中国の貧困対策についての批判的な検討を行っている。本書の中心となっている政策分析と政策評価の方法(モデル)は、政策論を学んでいる研究者にとって学習の手引きとなると思われる。

以下では、本書の構成(各章の執筆者)と簡略な内容を紹介する。

第1巻『少子高齢化のなかの福祉政策』の第1部の「高齢者福祉の政策評価」に関して、第1章(郭芳)と第2章(崔銀珠)では、日本の介護保険制度と韓国

の老人長期療養保険制度の政策評価政策評価を行い介護保険制度法改正の背景から政策評価の現状を検討し、介護保険事業計画や地域支援事業と介護サービスに関する評価を考察した。また、韓国老人長期療養保険制度をプログラムセオリー評価から社会的ニーズをどの程度反映した制度設計がなされているのか老人長期療養保険制度の成果を上げるための十分なインプットがあったのかというリサーチ・クエスチョンを検証した。第3章(任セア)では、介護人材確保をめぐる政策の課題に関してドナベディアン・モデルの「ストラクチャー」の中で人的資源に着目し、介護人材不足の問題に関して介護人材確保の政策について評価した。第4章(鄭熙聖)では、介護サービスの質の評価について、介護サービスの質評価における評価項目のあり方に着目し、介護サービスの利用者評価に先行研究の分析、尺度を用いて生活満足度と介護サービス満足度に関するアンケート調査を実施した。第5章(李宣英)では、介護サービス質の評価においてアウトカム評価を拡大することになった議論の変遷を整理し、日本政府の介護サービスの提供に対する実質的な成果を評価し、科学的な介護を推進していこうとする動きを検討した。

第2部は、「子ども福祉の政策評価」に関する内容

である。第6章（石田慎二・田中弘美・遠藤希和子）では、第1次から第3次までの少子化社会対策大綱の目的の変化とそれに対する施策（手段）を整理し、第4次少子化社会対策大綱を検証した。そのうえで、第4次少子化対策の方向性について述べている。第7章（矢野裕俊）では、子ども貧困と子どもウェルビーイングに関する先行文献と指標を検討し、子ども貧困をめぐる指標と子どもウェルビーイングとの関係性について検討した。第8章（柏木智子）では、子どもの貧困対策としての教育政策の実態の問題について教育振興基本計画や教育行政に関する問題を語っている。第9章（埋橋孝文）では、子どもの貧困対策の指標について新・旧の子ども貧困対策法への考察、子どもの貧困に関連する指標の検討やその指標に関する問題点を論考している。

第2巻『格差と不利／困難のなかの福祉政策』の第1部は「日本における格差と不利／困難」に関する内容である。第1章（埋橋孝文・楊慧敏・孫琳）では、日本における社会保障制度の所得再分配機能についてカクワニ係数をもとに計算し、税制と社会保障制度の所得再分配機能を検討した。第2章（山村りつ）では、障害者政策の合目的と対人サービス給付システムの評価を説明している。第3章（廣野俊輔）では障害福祉計画と関連先行研究を分析し、障害福祉計画と評価の課題について検討した。そのうえで障害福祉計画の目標値に関する問題を考察し、当事者による評価を提案している。

第4章（五石敬路）では、生活困窮者就労支援に関する成果指標を自治体、厚生労働省の成果を意味するKPI (Key Performance Indicator) の概念を用いて、就職率と増収率に関する評価について考察した。第5章（佐藤愛佳）では、はざま問題の概念、研究動向を検討して、障害者と生活困窮者への支援のはざま問題をどのように「埋める」のかを語っている。

第2部の「東アジア／取り組みの最前線」では、韓国と中国の政策に関する内容である。第6章（金成垣）では、韓国の社会保障制度の現実的な改革案としてベーシックインカム導入論について政策的文脈という概念を政策論的な観点から考察した。第7章（崔榮駿）で

は、青年手当の政策効果を測定する政策実験を行い、政策実験の必要性を提起した。第8章（朱珉）では、3次元モデルに基づいてセオリー評価を行い、中国の貧困政策の実施効果を検討した。第9章（史邁）では、助成財団の投資活動が価値創造に媒介効果をもつのかという仮説を検証し、助成財団の役割機能について考察した。

本書の特徴は、まず各章の構成が「何が問題か」という既存の政策への問題提起と「これまでの研究と本章の課題」という先行研究の批判的検討からはじめ、政策制定の経緯、先行研究のレビュー、政策評価に関する考察などを論じている。また、「これから深めていくべきテーマ」という今後の課題や改善をもたらすものを提起しつつ論考している。最終に「手にとって読んでほしい5冊の本」を紹介し、研究の問いを拡張させることができるように研究の「道案内」を提供している。合間に紹介される研究分野に関する解題やコラムも独創的な示唆を与えている。

本書は、評者自身の研究にとっても参考になるものであると考えられる。本書を読んだ後、評者が関心をもっている保育制度について、「これまで保育の政策評価はどうなっているのか」、「保育政策のサービス評価はどうなっているのか」、という疑問が生じた。さらに、保育サービスの提供者である保育者（幼稚園教諭、保育所保育士など）が考える保育制度の問題点やサービス利用者である保護者と子どもが保育制度についてどのように評価するのかという研究も必要ではないかと考えた。昨今、保育分野で課題となっている「保育の質」を向上させるためにマクロの視点からアプローチしていこうというアイデアが得られた。

少子高齢化が進んでいる時代に様々な新しい課題やリスクなどが生じている。そのような問題を解決するためには日本だけではなく同じ文化圏の韓国・中国の政策や動向からその長所・短所を認識することは研究者に求められる姿勢であると思われる。本書は福祉政策を理解していく際に、一読に値する貴重な研究資料である。

永田祐

『包括的な支援体制のガバナンス —実践と政策をつなぐ市町村福祉行政の展開』 (有斐閣、2021年)



評者 藤野 真凜（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

1. はじめに

本書の背景には、社会変動に伴う生活困難の多様化・複雑化に対して、従来の行政による高齢・障害・子ども・困窮といった属性別に組織化された縦割りの制度運営では対応できておらず、分野を超えた対応の必要性が指摘されているという課題がある。それを受けて政策面においても社会福祉法が改正され、包括的な支援体制の構築が法制化されるに至った。こうした支援体制を具体化するにあたって市町村行政には、対象を問わない支援体制を構築するための「制度福祉間の協働」、そして民間の様々な自発的社会福祉の主体とともに地域づくりを推進するための「制度福祉と地域福祉の協働」という二つの協働の事業化をどのように進めていくかが問われている。以上の背景から本書は、市町村行政が中心となって推進する「包括的な支援体制のガバナンス」について政策分析と事例分析を通じて、政策と実践をつなぐ市町村福祉行政の役割を明らかにすることを目的としている。

2. 本書の構成と概要

本書の内容について簡単に紹介したい。まず序章は研究の背景として位置付けられている。個人化する社会によって制度につながれず社会的に孤立するといった、新たな生活困難が顕在化しており、それらの解決策の一つとして、市町村社会福祉行政を主体とした包括的な支援体制の構築が示されている。

次に、第1章では、本書の分析対象と枠組みが提示されている。包括的な支援体制は「制度福祉間」と「制度福祉と地域福祉」の二つの協働を前提としているが、これは体制を担う市町村行政とその担当課職員にとって、これまでの制度別のあり方に大きな変容を迫る難

題でもある。本書では、先行研究の検討を踏まえて示した以下の①～③のプロセスを包括的な支援体制のガバナンスの分析枠組みとしている。①開始時の状況として上記の二つの協働の取り組みの蓄積を検討、②包括的な支援体制の構築プロセスとして二つの協働と全体の体制構築プロセスの検討、③合意された体制としては、協働のプロセスを経て結果としてどのような二つの協働を含んだ体制がそれぞれの自治体で合意され、構築されているかを示すというものである。

続く第2章と第3章は政策分析にあたる部分である。上述した二つの協働が2000年の社会福祉基礎構造改革から包括的な支援体制の法制化に至るまでの地域福祉推進政策の中でどのように焦点化されてきたのかについて検討されている。結果として、政策化を経ても地域福祉計画と市町村への過大な期待という実情は大きく変化せず、地域福祉の推進が政策手段を伴わないまま市町村へ一任されている現状にある。つまり、2000年以降の地域福祉の推進は「未完のプロジェクト」であり、社会福祉法で規定された包括的な支援体制の全国的に普及させることが広義の意味での地域福祉政策化の課題であると指摘した。

第4章、第5章は、事例研究にあたる。選定した自治体は5つの市町で、データの収集方法はインタビュー調査と参与観察である。第1章で示した枠組みと以下の3つのリサーチクエスチョンに沿って包括的な支援体制の構築プロセスの記述がなされた。①市町村福祉行政が、包括的な支援体制を整備するために、前提となる条件に基づいて、どのような場を活用しながら二つの協働における「協働のプロセス」を推進しているのか、②こうしたプロセスにおける市町村担当課および担当者の役割は何か、③こうしたプロセスを通じて、

市町村福祉行政はどのような体制に合意しているのか。分析の流れとしては、包括的な支援体制を構成する二つの協働のプロセスの検討、そして二つの協働を包括的な支援体制として統合していくプロセスの検討、構築のプロセスの中で境界連結者としてガバナンスの中核となっていた職員に求められている資質や役割、それを発揮する体制について考察がなされた。

最後に終章では、政策の分析（第2章、第3章）と事例検討から明らかになった市町村福祉行政の課題（第4章、第5章）を考察し、総括がなされている。その上で今後の課題として、ローカルガバナンスへの広がり可能性、成年後見制度利用促進政策との関連、専門職のあり方、そしてボトムアップの体制づくりが挙げられている。

3. 考察

評者が感じた本書の意義について2点述べたい。

今回事例として検討された5つの市町は、人口規模、これまでの支援体制、地域の住民による取り組みの蓄積状況がそれぞれ異なる。それは全国の自治体においても同様である。地域によって実情や特性に多様性がある以上、単一のモデルを示すことはできず、他の自治体が表面上だけ真似しても上手くいくとは限らない。そこで本書では、特定の先駆的取り組みがなされている市町村で現在どのような体制が構築されているのかを描いた「事例」としての形ではなく、どのようなプロセスでこのような体制がつけられてきたかという視点から研究がなされている。体制構築のプロセスの追体験を通じて、これから体制の構築を目指す市町村が各々の実情に応じてどのように進めていくかを考えるための資料が提示されたという点が一つ目の意義として考えられる。

二つ目の意義としては、包括的な支援体制を構築するための新しい部署を作って縦割りを一つ増やすのではなく、すでに存在する既存の取り組みを活かしていくという視点に立っていることである。新しい体制構築を目指す際、ただ新しく包括的な支援に関わる部署を作り、職員を配置するだけでは背景で示した既存の縦割りの制度運営と変わらない。「包括的に解決する人」の配置ではなく、「包括化する人」の配置が必要なこと、「既存の仕組みを活かして、同一認識のもと、役割を分担しながら支援、専門性を高める」(p.115)とある通り、1人が課題を抱え込むのではなく横断的な協議

の場を作っていく必要性が事例を通して指摘されている。

次に本書の議論とは少しそれるかもしれないが、評者から見て気になった点を述べていきたい。

事例で挙げられていた自治体は人口規模の少ないものから人口の多い中核市までさまざまであるがいずれにおいても、身近な圏域における地域福祉との協働について述べられていた。しかしながら、地縁や地域を基盤とした組織の希薄化が進んでいる現在、果たして住民との協働が上手くいくのかという点、加えて地域や近隣と関わりがなく孤立状態にある人や自ら支援を求めない人たちへの支援はこれらの協働によってどのように行われるのかという点が気になった。前者については「これまでの地域福祉推進基礎組織を基盤とした地域福祉との協働だけでは限界」(p.182)があると筆者も指摘しており、より多様な民間主体との協働も必要となると考えられる。後者に関して、一例を挙げると知的障害者や精神障害者、ひきこもり、またはそれらに該当せずとも生きづらさを抱えながら生きている人たちの中には、地域の中で上手くいかないことも多く、GH建設反対運動や地域に戻れず施設や病院で暮らす人が存在するように、地域で暮らすこと自体が難しいことも少なくない。このように地域の中で馴染めず、上手くつながれていない人たちを地域住民の一員としてどのように包括的な支援体制の中で対応、または組み込んでいくのかについても工夫が必要とされると考えた。

4. おわりに

本書は事例検討において、対象の選定からデータの収集、バイアスが生じる可能性、分析の手順など調査のプロセスが丁寧に記述されており、内容のみならず調査研究という側面から見ても参考となる部分の多い著作である。

評者は直接地域福祉を対象に研究しているわけではないが、地域福祉が他分野を横断している以上無関係ではいられない。分野を超えた複合課題が顕在化してきている現在、本書で取り上げられた内容は社会福祉に関わる人たちは知っておくべきだと感じた。研究者のみならず、これから包括的な支援体制を担う市町村社会福祉行政の職員や地域福祉に携わる実践者にとっても大変意義のある著書であると考えられる。



本号で紹介した6冊の本

